

定期監査結果の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年2月27日

宇和島地区広域事務組合
監査委員 山田 喜昭
監査委員 山本 博士
監査委員 佐々木 宣夫

定期監査結果報告

1. 監査の対象

- (1) 寿楽荘
- (2) ひろみ奈良の里
- (3) 消防本部
- (4) 管理課
- (5) 経営企画課

2. 監査の対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 監査の実施期間

- (1) 寿楽荘 : 令和7年10月1日から令和7年10月20日まで
- (2) ひろみ奈良の里 : 令和7年10月1日から令和7年10月20日まで
- (3) 消防本部 : 令和7年11月21日から令和8年1月16日まで
- (4) 管理課 : 令和8年1月15日から令和8年2月5日まで
- (5) 経営企画課 : 令和8年1月15日から令和8年2月5日まで

4. 監査を行った委員

監査委員 山田 喜昭
監査委員 山本 博士
監査委員 佐々木 宣夫

5. 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令に基づいて適正・効率的かつ合理的に執行されているかに主眼をおき、提出された資料を検討し、関係諸帳簿との照合を行い内容を監査したほか、分掌事務の管理運営について所属長及び担当職員より事情を聴取して実施した。

6. 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係書類を監査した結果、おおむね良好に行われていたが、一部において注意、改善等を要する事項が見受けられた。なお、監査を執行する中で注意、検討を要する事項については、その旨指示を行い、軽微な事項については、その都度指導したので省略する。

今後、より一層適正な事務の執行を望むものである。

(1) 寿楽荘

①実費徴収の費用区分について

公衆電話利用料が救護・養護で折半処理されているが、実利用者の大半は養護施設入所者であることが確認された。

費用負担が実態と乖離しており、適正な区分とは言い難い。

については、次年度以降、利用状況に即した負担割合へ是正されたい。

(2) ひろみ奈良の里

①歳入に関する事務について

私用電話料徴収金の入金が不定期であり、また、納付書により納入日が確認できない事例がみられた。このため、今後は確認日を定期的に設定し、ルーティン化されたい。

公金の取扱いについては、規則及び通知の趣旨を踏まえ、確実かつ迅速に処理されたい。

②施設設備の安全管理について

施設設備の安全管理に関し、以下の点について留意されたい。

◎設備名：キュービクル式高圧受電設備

- 指摘箇所：壁面・天井
- 現 状 ：金属部分に錆・腐食が認められ、一部に穴あきや塗装剥離が見受けられた。
- リ ス ク ：防水性能低下による雨水侵入の懸念、接地不良による感電・停電事故の可能性、内部高圧部の絶縁低下による停電事故発生リスク。
- 対応方法：塗装補修のほか、専門業者による点検・修理を速やかに実施されたい。
- 期 限 ：年度内に改善状況を報告されたい。

(3) 消防本部

①出張復命書における規定様式の使用及び宛名の適正化について

消防本部、津島分署及び吉田分署における出張復命書の運用について、一部で旧来の書式が継続して使用されている実態が確認された。

具体的には、関係規則により定められた最新の様式が正しく反映されておらず、特に宛名において「宇和島地区広域事務組合 消防長 ○○」とすべき箇所が、旧来の形式のままとなっている事例が散見される。

公文書は、組織の意思決定過程を記録する重要な証拠書類であり、関係規則に基づいた適正な様式を用いることが不可欠である。ついては、速やかに対象となる全部署に対し、最新様式への完全移行を周知徹底するとともに、適正文書作成管理体制を整備し、确实かつ迅速に処理されたい。

(4) 管理課

①職員研修の実施方法と効果の共有について

外部委託による職員研修については、一定の実効性が認められるところである。一方で、その効果が主として参加者個人にとどまり、組織全体への共有や蓄積が十分に図られていない側面が見受けられる。今後は、研修内容や得られた知見について、参加者以外の職員にも共有する仕組みを設けるなど、属人的な効果にとどまらず、組織としての知識・経験の蓄積につなげていくことが望まれる。

②システム監査の活用と組織的な定着について

外部専門家によるシステム監査についても、一定の有効性が認められるところであるが、その結果や指摘事項が、対応担当者以外の職員にまで十分に浸透しているとは言い難い状況が見受けられる。結果を組織全体で共有・整理し、今後の業務運営に活用する観点から、当該取組を一過性のものとせず、定期的な実施や知見の蓄積を図ることが望まれる。

③重要事項に関する文書発信の継続について

公金の取扱い、防災対応及び車両管理に関する注意事項については、例年、組織全体に対し定期的な周知が行われてきたが、令和6年度以降、同様の発信が確認されていない。

これらの事項は、条例及び規則においても特に重要な管理事項として位置付けられていることから、職員の異動や体制変更にかかわらず、過去の内容の再周知を含め、定期的に組織全体へ周知を行う仕組みについて検討することが望まれる。

④車両管理について

車両管理に関する日常的な点呼記録簿（アルコールチェック）及び車両日常点検・運転日報については、所定の様式に基づき実施されているものと認められる。一方で、点検内容が記載確認にとどまり、給油時に実施可能なオイル量やタイヤ空気圧の確認等、車両の安全運行に直結する点検項目が十分に活用されていない状況も見受けられる。

事故発生時の説明責任の観点からも今後は、現行のチェック体制を前提としつつ、点検項目や実施タイミングの見直しを行うことで、形式的な確認にとどまらない、より実効性のある車両管理体制の構築が図られることが望まれる。

(5) 経営企画課

①有価証券の管理運用及び決算処理の適正化について

介護保険施設事業の公営企業会計移行に伴い、新たに管理対象となった有価証券（債券 10 億円）について、以下の点を確認されたい。

管理体制の整備について、当該債券は電子記録債券等であり、従来の公金管理とは確認手法が異なる。資産の重要性に鑑み、今後は例月出納検査において金融機関発行の残高証明書や取引残高報告書等を提示するなど、実数確認のルール化を図られたい。

決算時における未収利息の検討について、公営企業会計では発生主義が原則となる。このため 3 月末の決算にあたっては、前回の利払日からの経過利息について「未収利息(収益)」としての計上の要否を検討する必要がある。これについては、担当税理士等と協議のうえ、次年度以降、適正な決算処理に向けた体制を整えられたい。

【意見】 会計移行初年度であることを踏まえ、まずは現行の管理フローを見直し、次期決算審査において適切な資産管理及び収益計上が行われることを期待する。